

改正後	改正前
<p>第二十三条の三 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二条第一項の測定の結果の評価が第五十二条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 当該許可に係る作業場については、作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。)(労働者を除く。)に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。</p> <p>6 7 (略)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けた場合において、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が鉛業務に従事する間(労働者が鉛業務に従事するときを除く。)、当該装置を前項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉍等をホッパーに入れる作業を</p>	<p>第二十三条の三 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二条第一項の測定の結果の評価が第五十二条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 当該許可に係る作業場については、作業に従事する者(労働者を除く。)に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。</p> <p>6 7 (略)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けた場合において、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が鉛業務に従事する間(労働者が鉛業務に従事するときを除く。)、当該装置を前項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉍等をホッパーに入れる作業を</p>

行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉱等がこぼれるおそれのあるときであつて、当該場所において作業従事者（労働者を除く。以下この項及び第五十八条において同じ。）が作業を行うおそれのあるときは、当該場所において作業従事者が作業することについて、禁止する旨をやすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、当該場所において作業従事者が臨時の作業に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでない。

（休憩室）

第四十五条（略）

2（略）

3 作業従事者は、鉛業務に従事したときは、第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉱等を除去しなければならない。

（作業衣等の保管設備）

第四十六条（略）

2 事業者は、第五十八条第二項、第四項若しくは第六項又は第五十九条第二項の請負人に対し、当該請負人に係る作業従事者が使用し、又は着用する呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（喫煙等の禁止）

第五十一条 事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所における作業従事者の喫煙又は飲食について、禁止する旨をやすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は飲食が

行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉱等がこぼれるおそれのあるときであつて、当該場所において労働者以外の者が作業を行うおそれのあるときは、当該場所において労働者以外の者が作業することについて、禁止する旨をやすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、当該場所において労働者以外の者が臨時の作業に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでない。

（休憩室）

第四十五条（略）

2（略）

3 鉛業務に従事した者は、第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉱等を除去しなければならない。

（作業衣等の保管設備）

第四十六条（略）

2 事業者は、第五十八条第二項、第四項若しくは第六項又は第五十九条第二項の請負人に対し、当該請負人が使用し、又は着用する呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（喫煙等の禁止）

第五十一条 事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨をやすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は

<p>9 (略)</p>	<p>禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>2 前項の作業場所において作業従事者は、当該作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。</p> <p>(評価の結果に基づく措置)</p> <p>第五十二条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業者は、第一項の場所において作業従事者(労働者を除く。)に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p> <p>(呼吸用保護具等)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2・7 (略)</p> <p>8 事業者は、第二項、第四項若しくは第六項の請負人又は第三十条第二項ただし書の作業従事者がホースマスクを使用するときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置く必要がある旨を周知させなければならない。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>飲食が禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>2 前項の作業場所において作業に従事する者は、当該作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。</p> <p>(評価の結果に基づく措置)</p> <p>第五十二条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業者は、第一項の場所において作業に従事する者(労働者を除く。)に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p> <p>(呼吸用保護具等)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2・7 (略)</p> <p>8 事業者は、第二項、第四項若しくは第六項の請負人又は第三十条第二項ただし書の労働者以外の者がホースマスクを使用するときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置く必要がある旨を周知させなければならない。</p>